

令和8年度 田原本町中小企業資金融資制度

☆町内中小企業者の金融の円滑化を図る為、事業資金の融資斡旋を行い中小企業の振興発展を資することを目的としています。

受付期間 令和8年5月1日(金)午前9時～令和9年3月31日(水)午後4時30分

※取扱金融機関を経由して町かせぐ地域課(2階13番窓口)へ申請をしてください。

※融資枠は2億円となり受付順ですので、お早めにお申し込み下さい。

資金用途	①運転資金・設備資金 ②創業支援資金(運転資金・設備資金)
融資額	1,000万円以内
融資期間	① 5年以内(据え置き期間6ヵ月以内) ② 7年以内(据え置き期間6ヵ月以内)
融資利率	2.0%(令和8年4月1日現在) ※変更になる場合があります
信用保証	保証料は全額町で負担(町から保証協会へ直接支払います。)
償還方法	元金均等の月賦償還
融資対象者条件	<p>●資金用途が ①運転資金・設備資金の場合</p> <p>下記の全ての要件に該当すること</p> <p>①個人:町内に引続き1年以上住所及び事業所を有していること 法人:町内に引続き1年以上法人登記された事業所を有し、町税等が課税されていること</p> <p>②町内で1年以上引続き同一事業を営んでいること</p> <p>③町税等を滞納していないこと(法人の場合は当該法人)</p> <p>※この制度の債務がないこと ※この制度の保証人になっていないこと</p> <p>●資金用途が ②創業支援資金(運転資金・設備資金)の場合</p> <p>下記の全ての要件に該当すること</p> <p>①個人:町内に住所を有していること 法人:町内に法人登記された事業所を有していること</p> <p>②本町において新たに事業を営む具体的な計画を有し、又は現に事業を営んでいること</p> <p>③創業後1年以内であること</p> <p>④町税等を滞納していないこと(法人の場合は法人の代表者)</p> <p>【町税等が課税されていない場合】 個人:前住所地の市町村民税等の滞納がないこと 法人:法人の代表者の住所地で市町村民税等の滞納がないこと</p> <p>※この制度の債務がないこと ※この制度の保証人になっていないこと</p>
連帯保証人	必要となる場合がある(法人代表以外の連帯保証人は原則不要)。
取扱金融機関	奈良中央信用金庫本店 南都銀行田原本支店
備考	令和7年度から新規利子補給受付はございませんのでご注意ください。 (令和6年度以前にご申請いただいた融資分につきましては、当初融資期間内において返済する利子分に対し、毎年度5月前後に直接申請者に利子を補給いたします。)

《問合せ先》

田原本町役場 かせぐ地域課 商工観光係 TEL 0744-34-2080

□信用保証制度について 奈良県信用保証協会 TEL 0742-33-0551

□取扱金融機関 奈良中央信用金庫 TEL 0744-33-3315
南都銀行田原本支店 TEL 0742-81-7327

【申請に必要な書類】 ※申請書2部(正本1部、副本1部)、それ以外1部ずつご提出ください。

＜個人＞

書類	資金使途	備考	チェック欄
1 田原本町中小企業資金融資制度申請書	全使途	本制度の保証人になっていないこと	
2 信用保証協会全国統一申込書式			
○信用保証依頼書			
○信用保証委託申込書			
○申込人(企業)概要			
○個人情報の取扱に関する同意書		初めて本融資制度を利用する場合	
3 同一事業を引き続き1年以上営んでいることが確認できる書類		例:確定申告書2期分(写し)など (確定申告の場合、事業種別が分かるページのみ)	
4 事業所の位置図			
5 事業計画書	創業	②創業支援資金の場合のみ	
備考		「町税等の滞納がない確認」・「町に住所を有していることの確認」は、原則、役場内で確認しますが、新規創業者で田原本町で課税されていない等で役場で確認できない場合は、申請者に前住所地の滞納のない証明等を追加で提出を求める場合があります。	

＜法人＞

書類	資金使途	備考	チェック欄
1 田原本町中小企業資金融資制度申請書	全使途	本制度の保証人になっていないこと	
2 町内に事業所を有していることが確認できる書類		登記事項証明書(全部事項証明書) ※登記情報提供サービスにて発行したものでも可 ※発行3ヶ月以内のもの	
3 信用保証協会全国統一申込書式	全使途		
○信用保証依頼書			
○信用保証委託申込書			
○申込人(企業)概要			
○個人情報の取扱に関する同意書		初めて本融資制度を利用する場合	
4 同一事業を引き続き1年以上営んでいることが確認できる書類		例:確定申告書2期分(写し)など (確定申告の場合、事業種別が分かるページのみ)	
5 事業所の位置図			
6 事業計画書	創業	②創業支援資金の場合	
備考		「町税等の滞納がない確認」・「代表者の住民票の写し(創業支援のみ)」は、原則、役場内で確認しますが、新規創業者で田原本町で課税されていない等で役場で確認できない場合は、申請者に前住所地の滞納のない証明等を追加で提出を求める場合があります。	

※融資決定後は、必ず返済予定表(写し)を役場にご提出ください。提出がない場合、補給できない場合がありますのでご注意ください。

※申請時の内容に変更が生じる場合(住所、名前、口座、法人化、申請人死亡等)は、速やかに、「田原本町中小企業融資変更届出書(様式第3号)」をご提出ください。提出がない場合、補給できない場合がありますのでご注意ください。